

人事委員会 訓令番号	人事委員会訓令名	公布年月日
人事委員会 訓令第1号	さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令	令和2年3月30日

さいたま市人事委員会訓令第1号

さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程（平成14年さいたま市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p><u>(代決)</u> <u>第6条 急ぎの決裁を必要とする場合で、次表の左欄に掲げる決裁権者が不在のときは、同表右欄に掲げる代決権者が代決することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="172 1057 782 1249"><tr><td><u>決裁権者</u></td><td><u>代決権者</u></td></tr><tr><td><u>委員長</u></td><td><u>事務局長</u></td></tr><tr><td><u>事務局長</u></td><td><u>事務局長があらかじめ指定した職員</u></td></tr><tr><td><u>課長</u></td><td><u>課長があらかじめ指定した職員</u></td></tr></table> <p><u>(代決の報告)</u> <u>第7条 代決をした者は、当該代決した事項について、その要旨を速やかに、第6条に規定する決裁権者に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(準用) 第8条 [略]</p>	<u>決裁権者</u>	<u>代決権者</u>	<u>委員長</u>	<u>事務局長</u>	<u>事務局長</u>	<u>事務局長があらかじめ指定した職員</u>	<u>課長</u>	<u>課長があらかじめ指定した職員</u>	<p>(準用) 第6条 [略]</p>
<u>決裁権者</u>	<u>代決権者</u>								
<u>委員長</u>	<u>事務局長</u>								
<u>事務局長</u>	<u>事務局長があらかじめ指定した職員</u>								
<u>課長</u>	<u>課長があらかじめ指定した職員</u>								

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。